



港区ヤングケアラー 支援ガイドライン

港区子ども家庭支援センター

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

はじめに	1
1 ヤングケアラーとは	2
(1) 本ガイドラインにおけるヤングケアラーの定義	2
(2) ヤングケアラーの社会的背景	2
2 ケアによる子どもへの影響	3
(1) 過度な負担が子どもにもたらす影響	3
(2) 子どもの権利の観点から	4
3 港区におけるヤングケアラーの実態と課題	6
(1) 子どもへの調査結果	6
(2) 事業所、区立小・中学校への調査結果	6
(3) 実態調査の結果から見えた3つの課題	6
4 港区におけるヤングケアラー支援の目的	7
5 港区におけるヤングケアラー支援	7
(1) 支援における大切な点	7
(2) ヤングケアラー支援コーディネーターとは	8
(3) 港区のヤングケアラー支援事業	8
6 ヤングケアラー支援のための連携スキームと流れについて	9
(1) ヤングケアラー支援に関わる機関の全体像	9
(2) 主な区内関係機関について	11
(3) ヤングケアラー支援の流れについて	18
(4) 本人同意について	19
(5) 個人データの第三者への提供について	20
7 ヤングケアラーに気づくポイント	21
8 ヤングケアラー支援における留意点	27
(1) 「ヤングケアラー」であることを認識していない子どもや保護者などへの対応	27
(2) ケアを担っていることを否定しない	27
(3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮	27
(4) 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要	28
(5) 子ども自身が必要な支援につながることも検討	28
(6) 「家族調整」が必要	28
おわりに	29
参考	30
(1) 事例	30
(2) 元ヤングケアラーの声	32
(3) 令和4年度港区ヤングケアラー実態調査	33
(4) ヤングケアラーに関する相談窓口	39

はじめに

少子化や高齢化の進行、さらに働き方や家族の形が多様化する中、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指す「ヤングケアラー」が社会的課題となっています。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

また、「ヤングケアラー」は家庭の中で起こっていることで潜在化しやすく、そのような生活を当たり前と思い、子ども自身や家族もそのしんどさに気づいていないことから相談しない状態があることが区の調査から見えてきました。

本ガイドラインは、これらの課題を踏まえ、港区におけるヤングケアラーについて正しく理解し、地域における共通理解を図るとともに、子どもたちの身近なところで地域が連携して、一人一人の子どもの状況に合わせたきめ細かな寄り添いと支援につなげていくことを目的に作成しました。

身近に存在しているかもしれないヤングケアラーについて知っていただき、ぜひ積極的にこのガイドラインを御活用いただきたいと思います。

なお、ヤングケアラーの支援は、対象となるヤングケアラーやその家族が置かれている状況や背景などを踏まえ、ヤングケアラー本人や家族の意向に添って行う必要があります。したがって、本ガイドラインは、早期の気づきや支援方法について一つの決まった「型」ではないことを御理解願います。

1 ヤングケアラーとは

(1) 本ガイドラインにおけるヤングケアラーの定義

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

「ヤングケアラー」は、現在法律上の定義がないため、本ガイドラインでは、こども家庭庁の定義を用いています。

〈ヤングケアラーの事例〉



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



障害や病気のある家族の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

(2) ヤングケアラーの社会的背景

ヤングケアラーの社会的背景を考えた時、少子高齢化や核家族化、ひとり親世帯の増加などの社会的変化が挙げられます。

このことは、総体的に見てケアの担い手不足を意味しており、子どもが主たる担い手とならなければ、家庭内において生活を営むことができない状況が生まれています。

ほかにも、共働き世帯の増加や働き方の多様化によって、親に代わり子どもがきょうだいの面倒を見ていたり、子育て世代である親が自分の親を介護するダブルケアをしたりすることで、気がつかないうちに子どもがヤングケアラーの状態におかれていることもあります。

2 ケアによる子どもへの影響

子どもの年齢や成熟度に合わない過度な負担（重い責任や精神的な苦しさを伴うケアも含む）が続くと、子ども自身の心身などに様々な影響が出てくることがあると報告されています。*

また、心身ともに健やかに過ごすことは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために制定された「子どもの権利条約」の観点からも、重要視されています。ヤングケアラーになることによって、健やかな成長に影響が出たり、ヤングケアラーではないほかの子どもと同じような経験ができなかったりするために、人生における選択肢が制約されることのないよう、適切な支援が求められています。

（1）過度な負担が子どもにもたらす影響

過度な負担により、勉強時間や友人と関わる時間が確保できず、年齢相応に自身の将来のことを考えることができなくなる可能性があります。* 家族のケアを優先することで、自分に必要なセルフケア（身だしなみ、心身、歯科治療を含む必要な医療ケア、十分な食事と体力づくり等）に時間が取れず、結果、心身の健康を維持できなくなることもあります。

また、家族の期待に応えようとするあまりに、自分の希望を言えなくなったり、進学を諦めてしまったりすることも考えられ、家族のケアが長期化することで自立が遅くなったり、できなくなったりする可能性もあります。*

子どもにとって、過度な負担になる可能性として、ケアの「量」「時間」「期間」「重さ」が大きく関わってきます。「お手伝い」を超えて大きな負担になると考えられるケースと、その影響について事例を示します。

- 家事全般や家族のケアで、学校に遅刻する、部活動に参加できない、宿題をする時間がない等、学校生活に影響が出ている
- 夜間を通して家族の身体的介助のため、睡眠時間がとれない、疲れている、元気がない等、こころや体に不調が出ている
- 小学生の時から、数年間継続して家族のケアをしており、友人と遊びに行くこともなく、友人関係を作れない等、私生活に影響が出ている
- 家族の金銭や服薬管理、役所や学校などのやりとりや手続をしており、精神的な負担を感じている

□家族の通院時において、治療方針等、専門用語を伴う通訳などをしており、強い責任感や精神的な負担を感じている

□家計を支えるために就職・アルバイトをしており、部活動や進学をあきらめる等、ほかの子どもに比べ、人生における選択肢が狭まっている

*東京都ヤングケアラー支援マニュアルより引用

(2) 子どもの権利の観点から

「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

また、すべての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

「子どもの権利条約」には、次の4つの原則があります。この4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考えると、常に合わせて考えることが大切です。

【命を守られ成長できること】

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

【子どもにとって最もよいこと】

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

【意見を表明し参加できること】

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

【差別のないこと】

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

*参考資料：日本ユニセフ協会 子ども権利条約サイト

【子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利】

<p>第3条 子どもにもっともよいことを子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p>	
<p>第6条 生きる権利・育つ権利 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>	
<p>第12条 意見を表す権利 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。 その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p>	
<p>第13条 表現の自由 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p>	
<p>第24条 健康・医療への権利 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p>	
<p>第26条 社会保障を受ける権利 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p>	
<p>第27条 生活水準の確保 子どもは、心やからだがつすやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。 親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p>	
<p>第28条 教育を受ける権利 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p>	
<p>第31条 休み、遊ぶ権利 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p>	
<p>第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p>	
<p>第36条 あらゆる搾取からの保護 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p>	

*条文抄訳：日本ユニセフ協会

3 港区におけるヤングケアラーの実態と課題

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい状況があります。そこで港区では、ヤングケアラーの実態を把握し、早期に必要な支援につなげるため、令和4年度に、国の実態調査よりも対象を拡大し、小学校一年生から中学・高校生世代までの子どもと、高齢者・障害者・子育て家庭の支援にかかわる事業所や区立小中学校を対象に、実態調査を実施しました。（詳細な内容についてはP33「参考（3）令和4年度港区ヤングケアラー実態調査結果」を参照）

（1）子どもへの調査結果

- ・世話をする頻度は「ほとんど毎日」が3割以上、平日「3時間未満」が約5割と回答。
- ・父親、母親を世話する中学生の23%が世話をする理由に「親が日本語が苦手だから」と回答。
- ・世話をしていることについて、いずれの年代も「誰かに相談するほど困っていないから」などの理由で、小学生の約6割、中・高校生の約7割が相談したことが「ない」と回答。家族などの世話をしている子どもが、区がヤングケアラーとして支援していた数より多く、長時間に及ぶ世話をしたり、健康状態や学校生活に支障をきたしたりしている可能性のある子どもが一定数いることが確認できました。このことから、表面化していない家庭の早期把握と支援につなげることが課題であることがわかりました。

（2）事業所、区立小・中学校への調査結果

- ・事業所への「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるかという問いに、61.1%が「聞いたことはあるが、事業所としては特別な対応をしていない」と最も高い割合で回答。
- ・支援を行うに当たり困難であると感じた点についての問いに、「家庭の様子がつかめない」「家庭内での子どもの状況が見えにくく、実際の状況がつかみづらい」「子どもにヤングケアラーという自覚がない」などの意見がありました。言葉は聞いたことがあっても、認識が不十分であることや支援における課題が調査から確認できました。

（3）実態調査の結果から見えた3つの課題

実態調査の結果、以下の3つの課題を抽出しました。

①家庭が抱える様々な状況・課題の共有と支援

幼いきょうだいや高齢の祖父母、外国籍の親の家庭など、世話を担う子どもが直面している家庭の課題は様々です。まずは、それぞれの状況を正確に把握、共有し、課題に合わ

せた支援が必要です。

②子どもが声を上げやすい環境づくり

相談経験がない子どもが多く、ヤングケアラーの社会的認知度も高いとは言えない状況です。このような環境下で、子ども本人が誰かに支援を求めることは、とても困難なことであり、周りの大人が気づくことが重要です。

③子どもの身体的な負担軽減と心理的サポート

世話の内容で最も多いものが、家事（食事の用意や後かたづけ、掃除、洗濯、買物など）であり、家事に時間を費やすことで、友達と遊ぶ時間や宿題・勉強、睡眠などの時間が十分に取れないといった影響が見られ、子どもへの身体的な負担軽減や心理的サポートなどの支援が必要です。

4 港区におけるヤングケアラー支援の目的

全ての子どもが、子どもらしく自分の時間を過ごし、自分の将来にあらゆる選択肢を持ち、心身の健やかな成長及び発達を図ることで。

【例】母子家庭で病気を抱える母親に代わり、放課後きょうだいを保育園に迎えに行き、夕飯の支度をして寝かしつける毎日を送る高校生のヤングケアラーの場合

ヤングケアラー支援コーディネーターが、ヤングケアラー本人と母親の意向を聞き、訪問支援を入れることで友達と過ごす時間や学習時間を確保することができます。

また、自分の時間が確保できることで、将来大学で学びたいという夢を持ち、区の学習支援制度を利用して大学に進学するといったように、支援を入れることで、より良い環境の中で成長することができます。

5 港区におけるヤングケアラー支援

(1) 支援における大切な点

家族だから、家族のケアをすることが当たり前ではなく、家族のために「ケアをすること」も「ケアをしないこと」も、当事者である子ども自身が選択して良いことを、大人が伝えていくことが重要です。

また、自分の気持ちや環境が変わり、困った時や助けてほしいになった時には、「困っている」「助けてほしい」と、子どもがいつでも声を上げることができ、その声がすぐに支援につながる環境づくりが必要です。

(2) ヤングケアラー支援コーディネーターとは

港区では、以下の目的のために、ヤングケアラー支援コーディネーター（以下「コーディネーター」といいます。）を配置し、ヤングケアラー支援事業を実施しています。

コーディネーターは、相談窓口となる職員や支援者に助言・指導をするスーパーバイザーの役割や、区内各相談窓口と民間団体（子ども食堂やヤングケアラー支援団体等）などの連携を強化するパイプ役を担います。主に3つの役割があります。

①区内各相談窓口などからのヤングケアラーに関する相談への助言

福祉総合窓口、高齢関係部門、障害関係部門、生活福祉関係部門、児童相談所、みなと保健所、教育センターなどからのヤングケアラーに関する相談を受け、適切な支援方法などを助言します。

②ヤングケアラー支援に関する関係機関や民間団体との連携調整

ヤングケアラー支援に関する関係機関とのケース検討会などの調整や、民間団体との具体的な支援などについて連携を図ります。また、ヤングケアラーの状況に合わせて、訪問支援や配食支援をはじめ、区の高齢、障害など各種支援とも連携して適切に支援していきます。

③ヤングケアラーに関する意識啓発

区民への周知及び区職員や事業所職員など支援者向けの研修を行います。

(3) 港区のヤングケアラー支援事業

ヤングケアラーの負担を軽減するために、以下の支援を行います。

【家事・育児等支援】

支援	内容	頻度
訪問支援	・家事（掃除・洗濯・買物・料理等） ・兄弟姉妹の世話 ・家族（高齢者・障害者等）の介助及び見守り	午前7時から午後10時までの間、1日当たり3時間以内、週3回以内
配食支援	定期的な弁当の配達	家族一人当たり1日1食、週7回以内

【外国語対応通訳派遣】

支援	内容	頻度
外国語対応通訳派遣	買物や手続などに同行し、通訳	1回当たり4時間以内

6 ヤングケアラー支援のための連携スキームと流れについて

(1) ヤングケアラー支援に関わる機関の全体像

昨今、子どもを取り巻く環境は複雑で多様化しています。ヤングケアラーに気づくことが想定される機関も広範囲にわたることが考えられます。

港区における支援の特徴は、コーディネーターを子ども家庭支援センターに配置し、他機関と連携したアウトリーチ型の支援を行うことです。

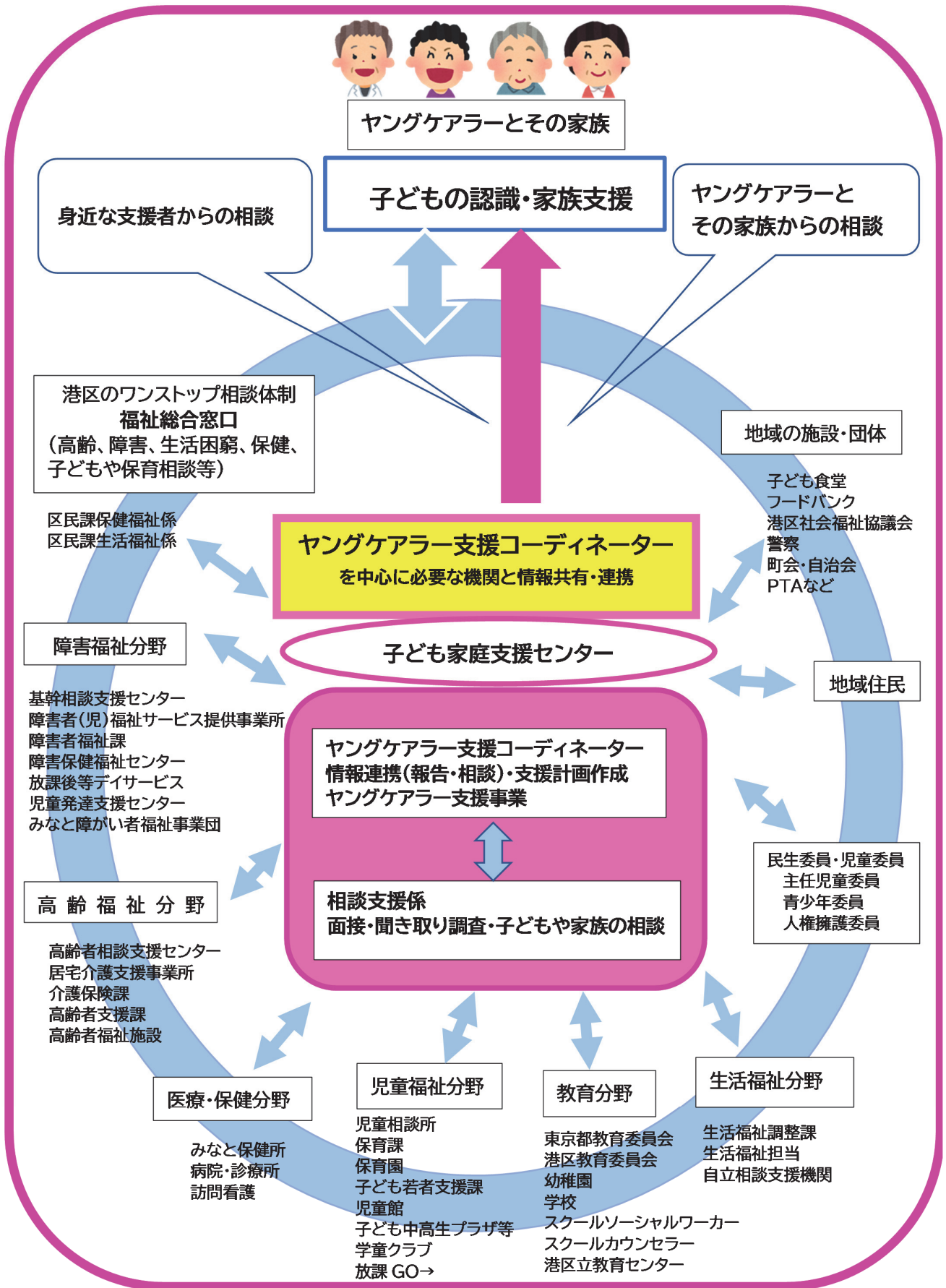
区には、ヤングケアラー及びその家族を支える様々な関係機関があります。高齢、障害、児童、生活に関わる福祉分野、教育、医療・保健分野、地域の施設や民間団体など、多様な関係機関が連携し、協力することで、より良い支援を行うことができます。

このような関係機関などと連携し、コーディネーターが当事者や家族の意向に添った支援計画を作成し、必要な支援につなげます。

また、住んでいる地域の福祉総合窓口で、高齢、障害、生活困窮、保健、子どもや保育相談などの福祉相談がワンストップでできることも、港区ならではの相談体制です。

ヤングケアラーとその家族の背景や課題、望む支援は様々です。必ずしも一つの機関で解決できるものではなく、多くの関係機関が連携する中で、家族の状況に応じた最善の支援が求められます。


ヤングケアラーとその家族を支える関係機関と支援の流れの全体像については、右頁の図のとおりです。



(2) 主な区内関係機関について

相談の内容による子どもや家庭の様子、医療やサービスの提供などから、ヤングケアラーに気づける可能性がある区内関係機関です。

港区独自のワンストップ相談体制

区の組織・機関名	機関の機能
<p data-bbox="151 450 379 488">【福祉総合窓口】</p>  <p data-bbox="151 808 592 891">(各総合支所区民課保健福祉係及び生活福祉係)</p>	<p data-bbox="598 450 1441 779">福祉総合窓口は、ワンストップ相談体制で、高齢、障害、生活困窮、保健、子どもや保育相談などの全ての福祉相談ができます。複数の課題を抱え支援を必要とする場合には分野を横断して、専門職員や福祉関係機関などと連携し、チームで総合的に支援を行います。また、訪問による相談で、相談者や家族が気づかない課題を発見し支援します。</p> <p data-bbox="598 831 1114 869">福祉総合窓口でできること (抜粋)</p> <p data-bbox="598 882 826 920">【高齢福祉部門】</p> <p data-bbox="598 927 1441 1055">地域における高齢者の支援、各種高齢者福祉サービス、介護保険の要介護（要支援）認定の申請受付、養護老人ホームの入所措置等</p> <p data-bbox="598 1070 826 1108">【障害福祉部門】</p> <p data-bbox="598 1115 1441 1243">身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、各種障害者手当、各種障害者福祉サービス、自立支援医療（育成・更生・精神）、難病等医療費助成の相談・申請受付等</p> <p data-bbox="598 1258 826 1296">【生活福祉部門】</p> <p data-bbox="598 1303 1278 1341">生活の相談、生活保護の実施と自立の支援など</p> <p data-bbox="598 1357 858 1395">【医療・保健部門】</p> <p data-bbox="598 1402 1441 1529">一般健康相談・精神保健相談・健康教育の実施、小児慢性疾患医療費助成・養育医療の申請受付、母子健康手帳（親子手帳）の交付等</p> <p data-bbox="598 1545 826 1583">【児童福祉部門】</p> <p data-bbox="598 1590 1310 1628">保育園の入所相談・申込受付、一時保育の相談等</p>

①高齢福祉分野

区の組織・機関名	機関の機能
高齢者相談センター 芝地区高齢者相談センター 麻布地区高齢者相談センター 赤坂地区高齢者相談センター 高輪地区高齢者相談センター 芝浦港南地区高齢者相談センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャーが心身の状況や置かれている環境に応じて、介護サービスを利用するための居宅サービス計画を作成し、適切なサービスが提供できるよう介護保険サービス提供事業所との連絡・調整などを行います。
高齢者支援課	区の高齢福祉部門 高齢者の保健福祉施策の企画及び調整等
介護保険課	区の高齢福祉部門 介護保険事務の統括等
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきプラザ ・特別養護老人ホーム ・高齢者在宅サービスセンター ・高齢者集合住宅 ・ケアハウス ・老人保健施設 ・認知症高齢者グループホーム ・高齢者見守り付き住宅 ・小規模多機能型居宅介護施設 ・介護予防総合センター（ラクっちゃ）

②児童福祉分野

区の組織・機関名	機関の機能
子ども家庭支援センター	18歳未満の子どもと子育て家庭のあらゆる相談に応じています。子どもと家庭の状況に応じた総合的な支援を行います。
児童相談所	子どもと子どもを養育する人などのための専門相談機関です。妊娠期から子どもの自立まで、子どもに関する問題などを相談することができ、必要に応じて一時保護や施設入所の措置や里親へ委託を行います。愛の手帳の手帳の手続も行っています。

区の組織・機関名	機関の機能
保育課	区の児童福祉部門 保育園在園管理、保育料徴収事務、病児・病後児保育等
保育園	一般的に保護者が就労や病気などの理由により家庭で保育が困難な場合、乳幼児を預かります。
子ども若者支援課	区の児童福祉部門 児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ・学童クラブ・放課GO→クラブの全体調整、青少年対策地区委員会活動支援、子どもの孤食解消と保護者支援事業、高校生世代の居場所づくり等
児童館 子ども中高生プラザ 児童高齢者交流プラザ	18歳未満の子どもが自由に来館して過ごせる施設です。子どもたちの仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動を行います。
学童クラブ	放課後、保護者の就労などの事情で、家庭での保護を受けられない小学生の安全・安心に過ごせる生活と健全育成の場です。
放課GO→ (放課後児童育成事業)	小学校の子どもたちが放課後などの時間に安心して安全に活動できる居場所として、放課後児童育成事業として各区立小学校内に設置しています。

③生活福祉分野

区の組織・機関名	機関の機能
芝地区総合支所 生活福祉担当	区の生活福祉部門 生活保護制度の実施に関する技術的指導・計画・調整等
生活福祉調整課	区の生活福祉部門 生活保護法扶助費経理等
自立相談支援機関 港区生活・就労支援センター	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できないおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。経済的支援や子どもの学習支援も行います。

④障害福祉分野

区の組織・機関名	機関の機能
障害者基幹相談支援センター 障害保健福祉センター (ヒューマンぷらざ) 新橋はつらつ太陽 精神障害者支援センター (あいはーと・みなと) 障害者支援ホーム南麻布	障害者福祉課に設置し、地域の相談拠点（相談支援事業所）や各総合支所と連携を図り、中核的な役割を担います。 障害者本人・家族などから生活全般にわたる相談に応じています。相談の内容から障害者の方のニーズを整理し、必要な障害福祉サービスにつなぎ、サービス等利用計画の作成が必要な場合は、計画を作成し、サービスの利用調整などの支援を行います。
障害者（児）福祉サービス提供事業所	障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、入浴や食事の介護、就労に必要な支援に加えて、児童への発達支援など、障害特性に合わせたサービスの提供を行います。
障害者福祉課	区の障害福祉部門 障害者の保健福祉施策の企画・調整等
障害保健福祉センター (ヒューマンぷらざ)	障害の種類や程度、年齢に応じた各種相談・通所指導・機能訓練などの事業を行っています。社会参加の機会や交流の場を提供し、障害者の自主的な活動を支援することを目的とした施設です。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休日に、生活能力向上の訓練や社会との交流促進など、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行います。
児童発達支援センター ぱお	障害のある子どもに対して、日常的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他を支援します。
特定非営利活動法人 みなと障がい者福祉事業団	就業機会の拡大を通じて障害者の自立を促進します。

⑤医療・保健分野

区の組織・機関名	機関の機能
みなと保健所	区の医療・保健部門 地域住民の健康を支える中核となる施設で、疾病予防、衛生の向上など、地域住民の健康増進に関する業務を行っています。乳幼児健診やがん検診などの検診も行っています。
病院・診療所	医療の提供（入院や往診含む）、訪問看護などを行います。

区の組織・機関名	機関の機能
訪問看護	疾患のある利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

⑥教育分野

区の組織・機関名	機関の機能
東京都教育委員会 港区教育委員会	都道府県及び市町村に置かれ、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務及び指導を担当しています。
幼稚園	学校教育法で定められた「学校」で、小学校、中学校、高等学校へ続く学校教育のはじまりの施設です。
学校	学校教育法における教育機関です。小学校、中学校、高等学校があります。 ヤングケアラーや同じ学校に通うきょうだいを含めて子どもと日常的にかかわる機会があり、ヤングケアラーへの気づきや見守り、関係機関との情報共有等を行います。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	港区教育委員会から各小中学校に配置しています。毎日の生活における様々な悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく環境調整などの支援をする専門職です。
スクールカウンセラー（SC）	臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行います。
港区立教育センター	区の教育分野を担う部門です。 区立幼稚園、小中学校に対して学校経営に関する指導・助言を行っております。 また、保護者や子どもに対して、教育に関する悩みや問題の解決を支援するために教育相談を行っています。

⑦地域の関係者

区の組織・機関名	機関の機能
民生委員・児童委員 主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。民生委員は児童委員を兼ねており、子どもたちが元気に安心して暮らせるように、見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。一部の児童委員は児童に関することを専門に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
青少年委員	教育委員会が委嘱し、中学校区（青少年対策地区委員会）ごとに、担当の青少年委員が、地域における青少年教育の中心的な担い手として、教育委員会及び地域の関係機関と連携をとりながら、青少年健全育成を目的に活動しています。
人権擁護委員	人権擁護委員は人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。法務大臣から委嘱され、全国の市区町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

⑧地域の施設・団体

区の組織・機関名	機関の機能
警察	犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏を守る組織です。
子ども食堂	子どもがひとりでも利用でき、無料又は低価格で食事を食べることができます。子どもの居場所にもなります。
フードバンク	家庭で余っている食品を集め、必要としている人に寄付する活動です。 区では集めた食品を港区生活・就労支援センターや子ども食堂、フードバンクなどに提供しています。

区の組織・機関名	機関の機能
港区社会福祉協議会	<p>高齢者、障害者、子育て家庭などが孤立することなく、安心して生活できるよう、地域住民や行政・福祉関係機関、企業など、多くの人や機関とが連携する「地域で支えあう」仕組みづくりを目指し、様々な地域福祉事業を行っています。</p>
町会・自治会	<p>区民が自主的に組織し、運営する地縁団体です。防犯、防火、交通安全、防災、清掃、募金、防犯灯の維持管理、祭礼、会員への広報、各種レクリエーションなどのほか、地域の特性や会員のニーズに応じて様々な活動を行っています。</p> <p>各町会・自治会の行うこれらの地域活動は、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進や、良好なコミュニティーの形成に大きな役割を果たしています。</p>

(3) ヤングケアラー支援の流れについて

ヤングケアラー支援の流れについては以下のとおりです。

1 気づく

本人・家族又は身近で接している人たちやケアを必要とする人の関係機関は、日常的な関わりにより、様子が気になる子どもの存在に気づく。



2 つなぐ

身近で接する人たち又は関係機関は様子が気になる子どもについてコーディネーターへ報告・相談する。コーディネーターは相談を受けて関係機関や学校から世帯状況などの聞き取りを行い、関係機関と情報を共有し支援の必要性を確認する。

※虐待案件に該当するか否かについての緊急性の判断はこの時点で行う。



3 支援する

コーディネーターがヤングケアラー本人や家族に話を聞くとともに、関係機関からサービス状況の聞き取りなどを行う。コーディネーターが直接的に話を聞くよりも支援者経由で話を聞いたほうが望ましい場合には、関係機関とともに本人の意向を聞き取る。

その後、コーディネーターが軸となり、支援方針を決め、関係機関で構成するケース検討会議を開催し、ヤングケアラーの確認や本人意向を踏まえた支援計画を作成し、支援を行う。



4 見守る

支援計画に基づきコーディネーターは、ヤングケアラー本人や家族及び関係機関への聞き取りを行う。本人のライフステージやケア負担の変化などに応じて、支援内容の見直しが必要になることもあるので、周りは変化に気づけるよう見守る。

ヤングケアラーには、家族のケアをすることをやりがいに感じていたり、お手伝いすることを「当然のこと」「楽しい」と思っていたりする場合があります。まずは、本人の声を聴き、本人の希望や思いを尊重した「気づく→つなぐ→支援する→見守る」の流れが大切です。

「ヤングケアラーかもしれない」と思ったら、以下の相談窓口にご連絡をお願いします。子どもの状況に応じて適切な支援につなげてまいります。

「もしかしてヤングケアラーかもしれない」と思ったら 連絡先

関係機関からの相談

支援している家庭にヤングケアラーと思われる子どもがいる等

ヤングケアラーに対する支援策に関すること、ヤングケアラー支援コーディネーターによる助言は

子ども家庭支援センター地域連携担当 ヤングケアラー支援コーディネーターへ

電話 03 (5962) 7211

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 ※祝日、年末年始を除く

地域住民、本人、ご家族からの相談、ヤングケアラーか分からないが心配な家庭がある等

子ども・子育て・家庭に関する総合相談は

港区子ども家庭相談ダイヤルへ

電話 03 (5962) 7215

月曜～金曜 午前8時30分～午後6時 土曜 午前8時30分～午後5時 ※祝日、年末年始を除く

(4) 本人同意について

ヤングケアラーへの支援を検討するにあたり、個人情報に関係機関と共有する際的前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要です。個人情報の取り扱いには十分注意しましょう。

①本人同意が得られる場合

本人同意は早い段階で取得できると支援が円滑になります。

ヤングケアラー本人やその家族からの同意を得るには時間がかかる場合があります。情報共有先でも個人情報は守られることを伝え、安心してもらうことが大切です。

②本人同意が得られない場合

本人同意がとれていない状態では、コーディネーターへの相談については、名前等は伏せて状況のみ伝え、本人へのアプローチ方法も含めて相談します。

ヤングケアラーが未成年の場合には、保護者の同意を得ることが必要ですが、保護者からの同意が困難な場合もあることが想定されます。

同意がない場合はその都度、本人や家族から同じ内容を直接関係機関へ伝えてもらう必要があり、本人負担が生じるだけでなく煩雑になるため、円滑な支援のために早い段階で同意を得ることが望ましいです。

(5) 個人データの第三者への提供について

ヤングケアラーの支援に関わる者であっても、本人やその家族の同意をあらかじめ得ることができない場合においては、原則として個人データを第三者に提供することはできません。ただし以下のような場合は、本人やその家族の同意がなくても個人データを第三者に提供することが認められています。

(本人同意が不要な例)

- ・ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所などへの通告
- ・ 児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院などが共有する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(個人情報保護に関する法律 第二十七条 抜粋)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

7 ヤングケアラーに気づくポイント

ヤングケアラーは自らがヤングケアラーだと認識して、周囲に相談をするケースはほとんどありません。まずは、周囲の大人が日常生活や日常業務を通じて、「ヤングケアラーかもしれない」という子どもに「気づく」ことが必要です。

日常生活における気づくタイミングやポイントに加え、それぞれの立場で気づくタイミングやポイントの一例を記載します。これらの様子に気づいたら、所属する組織内でまずは共有して、コーディネーターなどにつなぎましょう。身近な子どもの存在に目を向けることが、ヤングケアラーの把握の第一歩となります。

●日常生活における気づくタイミングとポイント

子どもがケアをしている様子に「気づく」

- 子どもだけで学校の帰りにスーパーで食材、日用品などの買物をしている姿を見かける
- 車いすを押したり、買物を手伝ったり、家族の介護や付添い、きょうだいの世話・送迎などを行っている姿を見かける
- 日本語の苦手な家族・聴覚障害のある家族などの通訳をしている
- 家計を支えるために就職・アルバイトをしている

子どもの気になる様子に「気づく」

- 疲れている様子や精神的な不安定さがある
- 学校に行っているべき時間に学校以外で姿を見かけることがある
- 遅刻や早退などをして、学校にきちんと行けていない様子がみられる
- 身なりが整っていない
- 食事の世話がされていないようである

保護者・家族の様子に「気づく」

- 疲れている様子や精神的に不安定な様子がみられる
- 日本語が母語でない家族がいる
- 多子世帯・幼いきょうだいがいる
- 介護や通院・治療が必要な家族、障害がある家族がいる

●地域（民間支援団体・非営利団体・NPO 法人、子ども食堂、民生委員・児童委員、町会・自治会、企業等）

子どもがケアをしている様子に「気づく」 <input type="checkbox"/> 大声を出したり泣き出したりする家族の感情面のサポートをしている
子どもの気になる様子に「気づく」 <input type="checkbox"/> 学校行事や部活動、地域の集まりなどに参加しなくなった、施設に来館しなくなった <input type="checkbox"/> 保護者が対応する学校や役所などへのやりとりや手続きをしている
保護者・家族の様子に「気づく」 <input type="checkbox"/> 家庭訪問時に家の中が散らかっている

●児童福祉

（児童相談所、保育園、児童館、子ども中高生プラザ、学童クラブ、放課GO→等）

子どもがケアをしている様子に「気づく」 <input type="checkbox"/> 食事作りや買物、洗濯などの家事をしている <input type="checkbox"/> 家族の感情面のサポートをしている
子どもの気になる様子に「気づく」 <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい、又は感情を出さない <input type="checkbox"/> 自分のことを話したがない <input type="checkbox"/> 家族の顔色をうかがっている <input type="checkbox"/> 家族と大ゲンカや家出をしたことがある <input type="checkbox"/> 保護者が対応する学校や役所などへのやりとりや手続きをしている <input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていないようである
保護者・家族の様子に「気づく」 <input type="checkbox"/> 経済的に困窮している <input type="checkbox"/> 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である <input type="checkbox"/> 家族の世話について子どもをあてにしている <input type="checkbox"/> 手続の遅れ・漏れなどがある <input type="checkbox"/> 家事援助などの必要なサービスを入れたがない <input type="checkbox"/> 家庭訪問時に家の中が散らかっている <input type="checkbox"/> 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

●学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）

子どもの気になる様子に「気づく」

- 欠席、遅刻、早退が多い、不登校傾向もしくは不登校である
- 部活動に入っていない、休みがち、遅刻、早退が多い
- 修学旅行や宿泊行事などを欠席する
- 宿題・課題の提出漏れや遅れがある
- 保健室で過ごしていることが多い
- 授業中の集中力が欠けている 居眠りをしていることが多い
- 学力が低下している
- 単位の取得が滞っている、中退のおそれがある（高校生）
- 持ち物がそろわない、忘れ物が多い、学校で使用するものを用意してもらえない
- 友人関係が希薄
- 極端な体重の増減がある
- 給食の過食傾向がある
- 生活リズムや身だしなみが整っていない
- 保護者が対応する学校や役所などへのやりとりや手続をしている

子どもがケアをしている様子に「気づく」

- 家族の感情面のサポートをしている
- 面談などで通訳をしたり、保護者の代わりに金銭管理をしている
- 保護者が対応する学校や役所などへのやりとりや手続をしている
- 生活ノートや学校内のアンケートなどで家族などのケアをしていることが書かれている
- 生活のために過度なアルバイトをしていたり、就職を希望している
- 急な家族からの電話で帰宅することがある

保護者・家族の様子に「気づく」

- 経済的に困窮している
- 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である
- 学校諸経費の遅れ、滞納や未払、手続の遅れ・漏れなどがある
- 授業参観や面談を欠席する
- 家庭訪問時に家の中が散らかっている

●生活福祉

子どもがケアをしている様子に「気づく」

- ケースワーカー、相談支援員などによる家庭訪問などの際に、食事づくりや買物、洗濯などの家事をしている
- 家族の感情面のサポートをしている

子どもの気になる様子に「気づく」

- 感情の起伏が激しい、又は感情を出さない
- 自分のことを話したがない
- 家族の顔色をうかがっている
- 家族と大ゲンカや家出をしたことがある
- 保護者が対応する学校や役所などへのやりとりや手続きをしている
- 必要な病院・診療所に通院・受診できていない、服薬できていないようである

保護者・家族の様子に「気づく」

- 経済的に困窮している
- 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である
- 家族の世話について子どもをあてにしている
- 手続の遅れ・漏れなどがある
- 家事援助などの必要なサービスを入れたがない
- 家庭訪問時に家の中が散らかっている
- 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

●障害福祉

子どもがケアをしている様子に「気づく」

- ケースワーカー、相談支援員などによる家庭訪問などの際に、食事づくりや買物、洗濯などの家事をしている
- 家族の感情面のサポートをしている

子どもの気になる様子に「気づく」

- 感情の起伏が激しい、又は感情を出さない
- 自分のことを話したがない
- 家族の顔色をうかがっている
- 家族と大ゲンカや家出をしたことがある
- 保護者が対応する学校や役所などへのやりとりや手続きをしている
- 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていないようである

保護者・家族の様子に「気づく」

- 経済的に困窮している
- 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である
- 家族の世話について子どもをあてにしている
- 手続の遅れ・漏れなどがある
- 家事援助などの必要なサービスを入れたがらない
- 家庭訪問時に家の中が散らかっている
- 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

●高齢福祉

子どもがケアをしている様子に「気づく」

- ケースワーカー、相談支援員などによる家庭訪問などの際に、食事づくりや買物、洗濯などの家事をしている
- 家族の感情面のサポートをしている

子どもの気になる様子に「気づく」

- 感情の起伏が激しい、又は感情を出さない
- 自分のことを話したくない
- 家族の顔色をうかがっている
- 家族と大ゲンカや家出をしたことがある
- 保護者が対応する学校や役所などへのやりとりや手続をしている
- 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていないようである

保護者・家族の様子に「気づく」

- 経済的に困窮している
- 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である
- 家族の世話について子どもをあてにしている
- 手続の遅れ・漏れなどがある
- 家事援助などの必要なサービスを入れたがらない
- 家庭訪問時に家の中が散らかっている
- 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

●医療・看護・保健

子どもがケアをしている様子に「気づく」

- 往診、訪問看護、家庭訪問の際に、食事づくりや買物、洗濯などの家事をしている姿を見かける
- 家庭訪問時に傍らにいて病状の説明や要望伝達をする、認知症の家族の見守りを行う、車いすを押す、買物を手伝うなど家族の付添いをしている
- 通院の同行介助、薬の受け取り、電話でのやり取り、日本語の苦手な家族・聴覚障害のある家族などの通訳など、家族のサポートを担っている。
- 病気を悲観する家族をなだめたり励ます等、感情面のサポートをしている

子どもの気になる様子に「気づく」

- 感情の起伏が激しい、又は感情を出さない
- 自分のことを話したがない
- 家族の顔色をうかがっている
- 学校に行っているべき時間の往診時に家にいたり、通院の付添いを見かけることがある
- 家族の病状からくる暴言や暴力などにも気丈にふるまっている
- 診察時の様子から、体調不良の背景に家庭環境などの要因が推測される
- 家族と大ゲンカや家出をしたことがある
- 遅刻や学校にきちんと行けていない様子がみられる
- 以前は参加していた学校行事、部活動、地域の集まりなどに参加しなくなった
- 保護者が対応する学校や役所などへのやりとりや手続をしている
- 必要な病院・診療所に通院・受診できていない、服薬できていないようである

保護者・家族の様子に「気づく」

- 経済的に困窮している
- 家族の世話について子どもをあてにしている
- 手続の遅れ・漏れなどがある
- 家事援助などの必要なサービスを入れたがない
- 家庭訪問時に家の中が散らかっている
- 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

8 ヤングケアラー支援における留意点

ヤングケアラー支援においては、当事者である子どもの気持ちだけでなく、その家族や家庭環境にも十分配慮することが必要です。そこで、ヤングケアラー支援における留意点を以下に6点示します。

(1) 「ヤングケアラー」であることを認識していない子どもや保護者などへの対応

ヤングケアラーへの支援の難しさの一つが、「ヤングケアラー」であることや「支援が必要な状況であること」を子ども自身や保護者などが認識していない場合が多いことです。

そのため、まずは「ヤングケアラー」という概念、子どもの権利やその本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている状況であることなどを、丁寧に説明し、子ども自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要があります。子ども自身に「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう十分配慮し慎重に対応してください。

子どもや家族に寄り添い、信頼関係を築く中で話を聞き、子どもとその家族の意思を尊重しながら子どもらしく生きる権利を回復し、自分の時間を自分のために活用し、明るい未来に夢や希望を抱くことができる選択肢を増やしていくことが大切です。

(2) ケアを担っていることを否定しない

ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たり前だと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合があります。ケアを行っていること自体を否定したり、逆に過度にほめたりするのではなく、本人の状況を認めた上でいつでも助けを求めてもよいこと、子どもらしく自分の時間を過ごしてよいことを伝え、どのような支援があれば本人の状況が変わるのかなどを一緒に話し合いながら、自分の将来に他の選択肢もあることを示すことが大切です。

(3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮

支援を受けることの必要性を理解し、納得していても支援を受けることに抵抗感や恥ずかしさを感じ、そのような家庭環境を周囲に知られたくない子どももいます。ヤングケアラーへの相談対応や支援に当たっては、子ども自身やその家族が周囲から偏見を持たれないよう十分な配慮が必要です。

本人や家族、家庭環境のことについて、周囲の人から詳細に聞いたり、他の人に聞こえるような場所で会話をしたりすることは避けましょう。また、本人の意思を確認することなく、本人からの相談内容を家族に伝えることも、原則してはいけません。本人との関係性が崩れるだけでなく、本人と家族の関係性が悪化する危険性もあります。

(4) 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要

ヤングケアラーは、支援を受けてケアが軽減することに対し、罪悪感を抱くことや、支援を受けることへの迷いを感じることもあることから、メンタル面でのサポートも必要です。

まずは、「家族の状況やケアをしていることについて誰かに話せているか」や、「相談できたり、理解してくれたりする相手が近くにいるか」を確認しましょう。

また、家族のケアが必要なくなった後、その喪失感や無気力感などから、抱いていた将来への夢や希望を見失ってしまう場合もあります。ケアする必要がなくなった後、自身の将来を考え、自分らしい人生を歩めるよう、一緒に考えたり、助言したりしてくれる存在が重要になります。ヤングケアラーは、支援を受けることよりも自分の今の状況をわかってもらいたいケースも多く、まずは子どもの話に耳を傾け、じっくり聞くことが大切です。

(5) 子ども自身が必要な支援につながることも検討

家族などへの介護や障害福祉などのサービスの提供によるケアの軽減だけでなく、子ども自身に支援が必要な場合、適切な支援（学習支援、ピアサポート、居場所等）を受けられる関係機関につなぐことも検討する必要があります。

港区では、①「家事・育児等支援（訪問支援と配食支援）」②「外国語対応通訳派遣」の2つの支援を開始しました。子どもの家事やケアの負担を軽減するために、これらの支援を活用することが可能です。

(①②の詳細な内容については、P 8 「(3) 港区のヤングケアラー支援事業」参照)

(6) 「家族調整」が必要

ヤングケアラーがいる家庭は、子どもがケアをすることでその家庭のバランスが取れている状態で、多くの場合、ヤングケアラーから抜けられない状況になっています。そのため、ヤングケアラーの支援においては、家族内の役割分担の見直し（家族調整）が必要になります。

ただし、ヤングケアラー自身が家族との関係性において、ケアを辛いと思っていることを家族に知られたくないと思っているケースもあり、家族に対する直接的なアプローチが難しい場合があります。

ヤングケアラーが担っているケアを支援サービスにつなげるためには、ケアを受けている側の家族の理解や納得が必要となります。

おわりに

ヤングケアラーへの支援は留まることがなく、子どもや家族のライフステージが変化する度に必要となる支援が変化します。それらに対応する切れ目のない支援を提供するためには、地域の方々や関係者、関係機関などの周りの理解や協力が必要です。

区はヤングケアラーの支援に対し、子どもの声を丁寧に聞き取り、寄り添い、置かれている状況を踏まえて、適切な支援につなげていきます。それは、子どものみならず、その家族を取り巻く環境についても同様に、状況を把握した上で、家族間の調整を行いながら複雑、複合化する課題や問題に、関係者や関係機関など多機関・多職種との連携により支援を進めていきます。

そして、かけがえのない大切な子ども時代を子どもが子どもらしくいられるよう、みんなで支え合う環境を目指して、ヤングケアラー支援に取り組んでまいります。

参考

(1) 事例

①精神疾患の母親のケアの事例

【ヤングケアラー本人】 高校生男子（以下、「本人」と記載）

【家族構成】 父親（単身赴任）、母親、本人

【ケアを要する家族の状況】 母親（精神疾患）

【ヤングケアラーがしていたケアの内容】

食材の買物、食事の準備（冷凍食品の解凍、火や包丁を使用する調理）、洗い物

【気づきの経緯】

母親が通院の日に、学校帰りに食材の買物をした子どもと病院の前で待ち合わせをしている姿をたびたび見かけたことから、母親の通院先の病院が気づいた。

この事例において港区が考える支援

病院から情報提供を受けたコーディネーターが中心となって、母親に関わる訪問看護の医師、保健師、児童相談所と子ども家庭支援センターで会議を実施し、父親も含め面接。母親は、家事がほとんどできない状況。保健師が母親対象のホームヘルプサービスの回数を増やすことを検討。コーディネーターが子どもの負担軽減のために配食支援の導入を検討。

②ひとり親家庭で日本語を母語としない父親のケアの事例

【ヤングケアラー本人】 小学校高学年（以下、「本人」と記載）

【家族構成】 父親、本人

【ケアを要する家族の状況】 父親（日本語を母語としない）

【ヤングケアラーがしていたケアの内容】

通訳（日本語）、感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）

【気づきの経緯】

学校の面談や、保護者がすべき手続、書類について本人が対応していることに学校の担任、スクールソーシャルワーカーが気づいた。

この事例において港区が考える支援

学校から情報提供を受けたコーディネーターが中心となって、スクールソーシャルワーカーと本人の面談を学校内で実施。具体的なケアの内容を確認。父親の日本語通訳のため、通院や買物等、日常的な付添いをしていることがわかり、外国語対応通訳派遣の導入を検討。

③認知症の祖母のケアの事例

【ヤングケアラー本人】 中学生女子（以下、「本人」と記載）

【家族構成】 父親、母親、本人、祖母

【ケアを要する家族の状況】 祖母（要介護、認知症）

【ヤングケアラーがしていたケアの内容】

祖母のデイサービスへの送り出し、学校から帰宅後、食材の買物、祖母の見守り、話し相手、食事の準備

【気づきの経緯】

祖母の介護に居宅介護支援事業所のサービスとして、デイサービスが入っており、母親が祖母の送り出しをしていたが、母親も働き始めたことで、本人が頻繁に送り出しをするようになったことをデイサービスの職員が気づき、ケアマネジャーに伝えた。

この事例において港区が考える支援

ケアマネジャーから情報提供を受けたコーディネーターが中心となって、ケアマネジャーと家族を含め会議を実施。具体的なケアの内容を確認。母親がパート勤務の時に、本人が祖母のデイサービスの送り出しをしており、学校に遅刻するようになったことがわかり、訪問支援の導入を検討。

④難病の弟のケアの事例

【ヤングケアラー本人】 高校生男子（以下、「本人」と記載）

【家族構成】 父親（単身赴任）、母親（日本語を母語としない）、本人、弟

【ケアを要する家族の状況】 弟（小学生、難病）

【ヤングケアラーがしていたケアの内容】

母と一緒に弟の通院に付添い、病院からの診察内容や服薬内容、注意事項などを通訳して伝えていた

【気づきの経緯】

診察を継続する中で、毎食前に服用するはずの薬について毎晩就寝前に服用していたことが発覚。原因として、弟の通院に付添いで来ていた本人が、医師からの話を誤訳して母に伝えていた。

この事例において港区が考える支援

病院から情報提供を受けたコーディネーターが中心となって、医師、ソーシャルワーカーと家族を含め会議を実施。具体的なケアの内容を確認。本人は自分の誤訳のせいで誤服用となってしまう、弟の病気が悪化し、命を縮めたのではないかと深く落ち込んでいる。通院のたびに、強い責任感と精神的な負担が大きいことがわかり、外国語対応通訳派遣の導入と保健師や心理士による心理的サポートを検討。

※事例については、個人が特定されないように一部改変して掲載しています。

(2) 元ヤングケアラーの声



私の母は高校通学中に交通事故に遭い、後遺症として片麻痺と高次脳機能障害が残りました。母は着替えや食事などは自分でできますが、家事や服薬管理などは十分ではないので、私が母のできないことを補ってきました。

就学前、母に代わり一人でおつかいに行くようになったことがケアの始まりです。小学生頃からは、母が行った家事をやり直すことが主なケアになりました。母は自分なりに家事をしてくれましたが、肉が生でも気がつかずに食卓に並べたり、油のついたスポンジを使って皿を洗い余計に汚してしまったりと、上手にできないことも多く、毎回やり直す必要がありました。それらは、私にとって幼い頃からの生活の当たり前の出来事で、ケアをしているという自覚は無く、特に困っているとも思っておらず、周囲に相談することは考えませんでした。

もしその頃に、自分はヤングケアラーかもしれないと気づくきっかけがあっても、日々の生活をケアだと認めてしまうことは、母の存在が負担だと言っているように思えて後ろめたく感じてしまい、すぐに誰かに相談することはできなかつたかもしれません。

ヤングケアラーについては置かれている状況によって認識や受け入れ方は様々です。周りが先走ることなく、ヤングケアラーの気持ちや意見を尊重していただけると幸いです。



私は小学校6年生の時にヤングケアラーとなりました。元気だった母が脳卒中で倒れ、緊急手術後に障害を負ったためです。母は後遺症として、高次脳機能障害と右片麻痺が残りました。退院後、母のケアを家族みんなで担いました。主に身体的サポート、高次脳機能障害へのケア、目にはみえず、なかなか周りに伝わらない感情へのケアです。当時は自分の心と体の声に耳を傾ける余裕もなかったため、自分が本当はどうしたいのかを考えたり、休息をとることができませんでした。またケアについて家族みんなで話し合う余裕もなく、家族がケアについてどう感じているのかわからないまま、ケアをこなしていました。

ケア自体の負担も感じてはいましたが、私が一番辛かったのは、子どもらしくいられなかったことです。甘えたいときに甘えたり、周りの状況を気にすることなく自分の進みたい道にチャレンジしたり、友人と思いきり遊んだり、家でダラダラ過ごしたり…こんな普通の日常を羨ましく感じていました。

ケア自体の負担も感じてはいましたが、私が一番辛かったのは、子どもらしくいられなかったことです。甘えたいときに甘えたり、周りの状況を気にすることなく自分の進みたい道にチャレンジしたり、友人と思いきり遊んだり、家でダラダラ過ごしたり…こんな普通の日常を羨ましく感じていました。

ヤングケアラーがケアを担っていることで可能性が狭まらないよう、配慮や支援をしていくと同時に、ヤングケアラーが自分で自分の可能性を広げていけるよう、長期的な視点で周りの人が伴走していくことが大切だと思います。

(3) 令和4年度港区ヤングケアラー実態調査

■ヤングケアラーの実態調査の目的

潜在している、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子どものこと。）の実態を正確に把握し、必要な支援につなげる対応策に取り組むことを目的とする。

■令和4年度港区ヤングケアラー実態調査の概要

①調査主体

港区子ども家庭支援部子ども家庭支援センター
港区教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

②調査期間

令和4年9月14日～10月14日

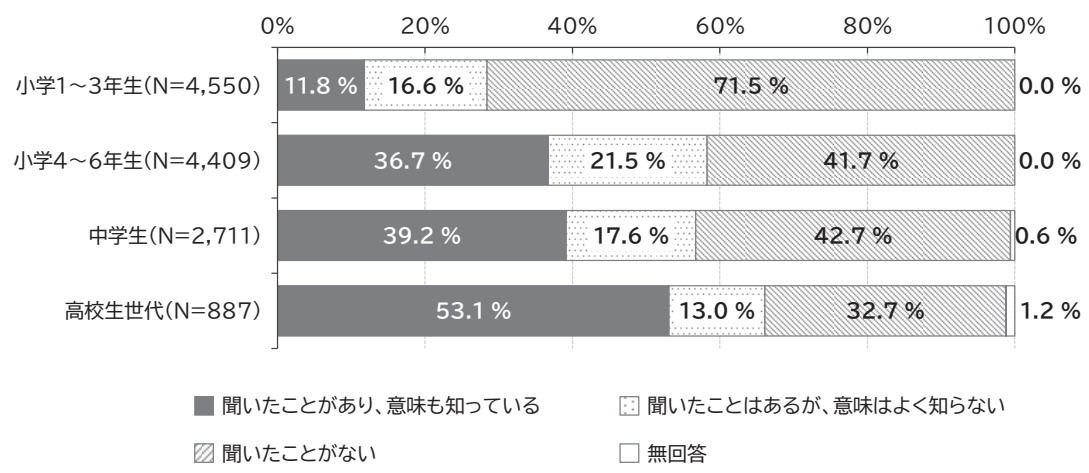
③調査対象・回収率等

対象	配布数	回収数	回収率
①区立小学校に在籍している小学1～3年生	5,430人	4,550人	83.8%
②区立小学校に在籍している小学4～6年生	4,893人	4,409人	90.1%
③中学生	5,761人	2,711人	47.1%
④高校生世代	4,813人	887人	18.4%
⑤高齢者・障害者・子育て家庭の支援に関わる事業所	317事業所	180事業所	56.8%
⑥区立小・中学校	29校	29校	100.0%

■子どもへの調査結果の概要

①ヤングケアラーの認知度

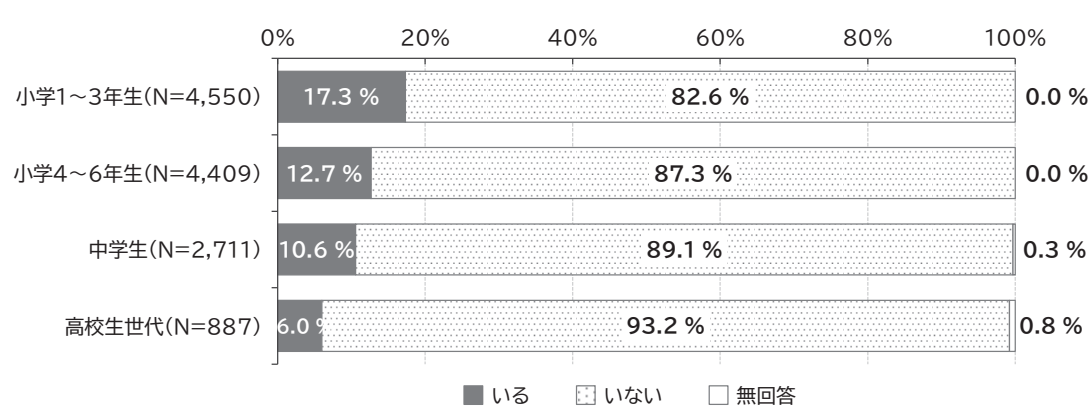
「ヤングケアラー」という言葉について「聞いたことはあるが、意味はよく知らない」又は「聞いたことがない」と回答した人は、小学1～3年生88.1%、小学4～6年生63.2%、中学生60.3%、高校生世代45.7%と、4割以上が「ヤングケアラー」という言葉の意味を知らないと回答。



②世話をしている家族の有無

小学1～3年生17.3%、小学4～6年生12.7%、中学生10.6%、高校生世代6.0%が家族の世話をしていると回答。

※「いる」と回答したが、誰の世話をしているかという問いに、「いない」や「ペット」などヤングケアラーに当てはまらない回答があった場合は、回答を「いない」に修正。



③家族の世話をしている子どもの状況

●世話をしている人

⇒いずれの年代も「きょうだい」が最も多く、次いで「母」の割合が高いことがわかりました。

●世話をしている理由（小学4年生～高校生世代）

⇒「幼い（小さい）から」「お年寄り（年齢が65歳以上）だから」と言った年齢的な理由の割合が高く、その他「日本語が苦手だから」「心の病気や依存症のため※そうかもしれない時も含みます」「身体に障害があるから」などの理由がわかりました。

●世話の内容（小学4年生～高校生世代）

⇒全体の約4割が「家事（食事の用意や後かたづけ、掃除、せんたく、買い物など）」、次いで「転んだり、危ないことをしないか見守る」や「きょうだいのお世話や保育園への送り迎え」などのお世話をしていることがわかりました。

●世話をしていることによる生活への支障（小学4年生～高校生世代）

⇒いずれの年代も「特にない」が5割以上で、次いで「友達と遊べないことがある」や「宿題など勉強する時間がない」、「睡眠時間（寝る時間）が足りない」などの世話による影響をうけていることがわかりました。

●世話をしていることについての相談経験

⇒いずれの年代も「誰かに相談するほど困っていないから」などの理由で、小学生の約6割、中・高校生の約7割が相談したことが「ない」ことがわかりました。

●学校や周りの大人に助けてほしいこと、必要な手助け

⇒いずれの年代も「特にない」の割合が最も高く、次いで「自分のことについて話を聞いてほしい」、「勉強を教えてほしい」、「自由に過ごせる場所がほしい」といった思いがあることがわかりました。

●世話をする頻度

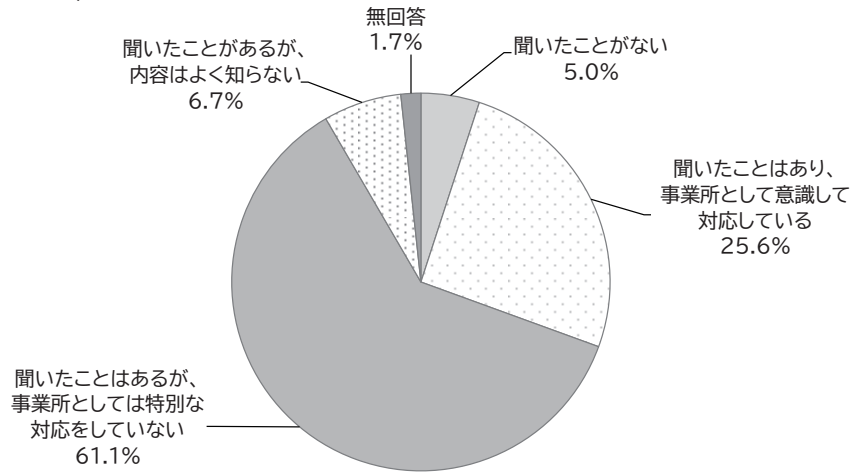
⇒いずれの年代も「ほとんど毎日」が3割以上、平日は「3時間未満」が約5割で最も高く、平日と比べて休日の方が「3時間以上」の割合が高いことがわかりました。

■事業者向け調査結果の概要

①ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーという言葉について「聞いたことはあるが、事業所としては特別な対応をしていない」が61.1%と最も高く、次いで「聞いたことはあり、事業所として意識して対応している」が25.6%、「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が6.7%となっている。

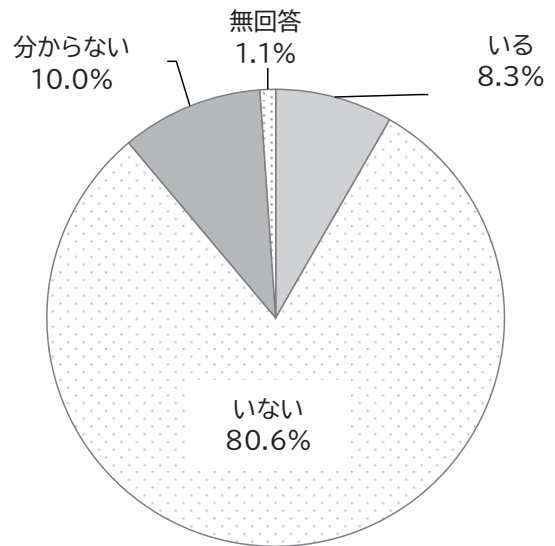
(N=180)



②ヤングケアラーと思われる子どもの有無

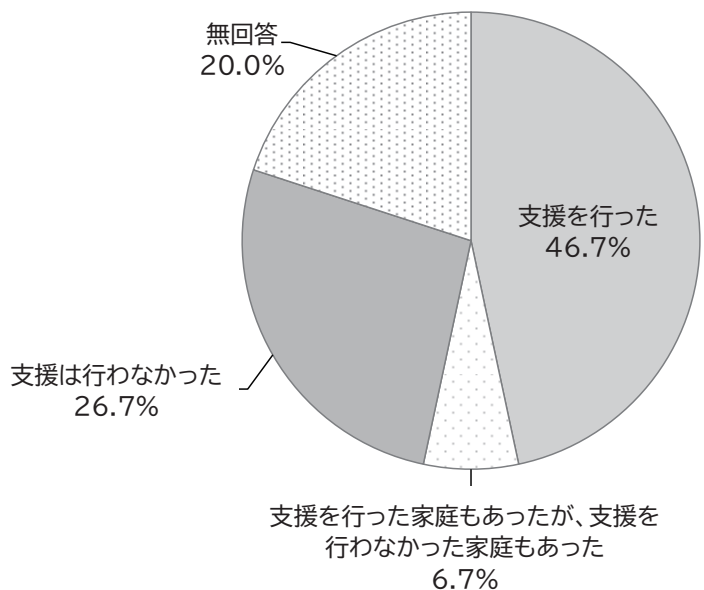
現在、支援を行っている家庭や事業所（施設）に来所する家庭の中に、ヤングケアラーと思われる（可能性も含む）子どもの有無について、「いる」が8.3%、「いない」が80.6%、「分からない」が10.0%となっている。

(N=180)



③家庭に対する支援

ヤングケアラーと思われる子ども（N=15）がいる家庭に対し、「支援を行った」が46.7%と最も高く、次いで「支援は行わなかった」が26.7%、「支援を行った家庭もあったが、支援を行わなかった家庭もあった」が6.7%となっている。



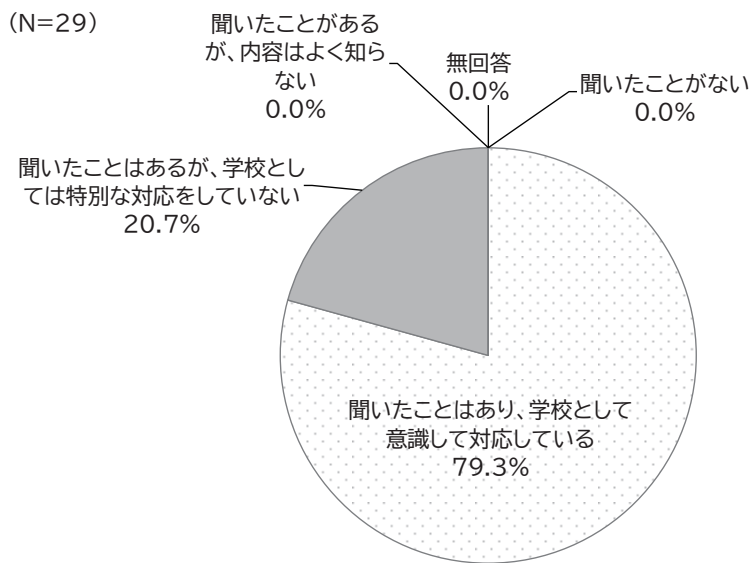
④支援を行うにあたり困難であると感じた点

「家庭内の状況が見えにくいので実際の状況がつかみづらい」
「なかなか表面化しづらい」

■区立小・中学校向け調査結果の概要

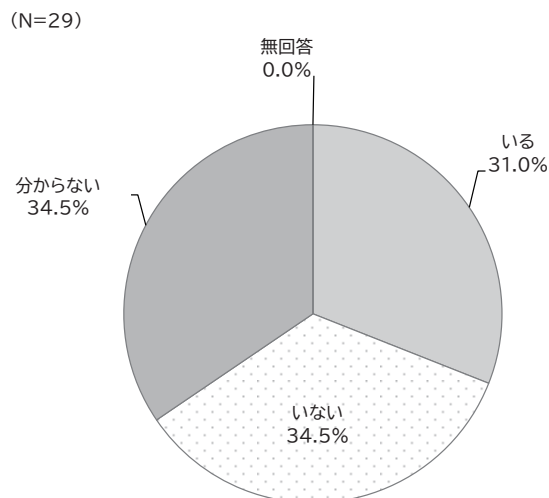
①ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーという言葉について「聞いたことはあり、学校として意識して対応している」が79.3%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、学校としては特別な対応をしていない」が20.7%となっている。



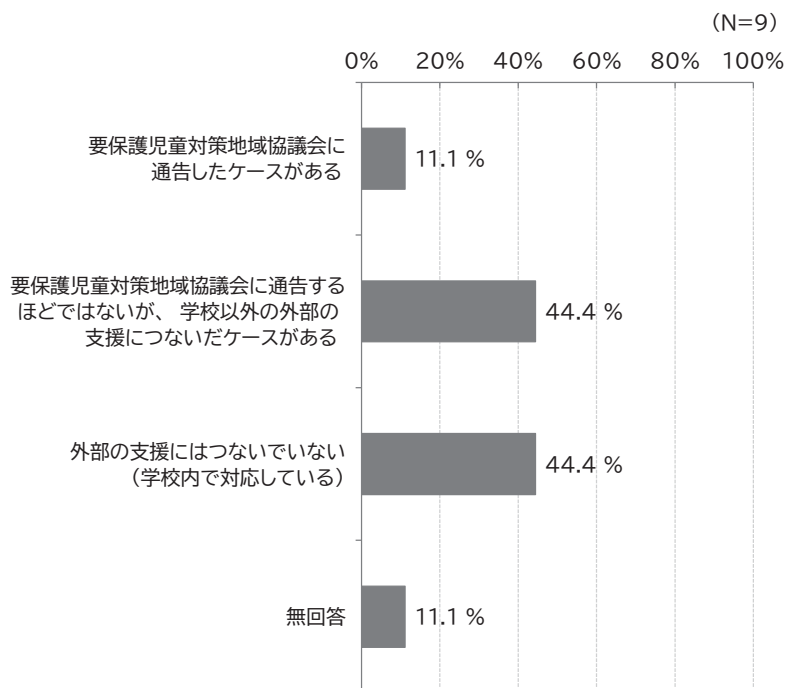
②ヤングケアラーと思われる児童・生徒の有無

「いる」が31.0%、「いない」と「分からない」がそれぞれ34.5%となっている。



③学校以外の外部（教育委員会、役所、要保護児童対策地域協議会など）の支援につないだケースの有無

ヤングケアラーと思われる児童・生徒について、「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースがある」と「外部の支援にはつないでいない（学校内で対応している）」がそれぞれ44.4%、「要保護児童対策地域協議会に通告したケースがある」が11.1%となっている。

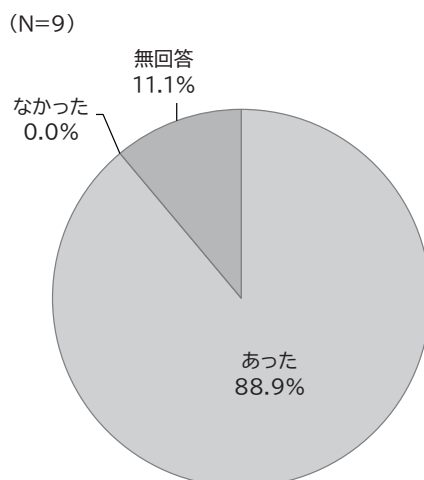


④支援を行うにあたり困難であると感じた点

支援を行うにあたり困難であると感じた点は、「あった」が88.9%を占めている。

「家庭の様子がつかめない」

「本人の学校生活に顕著に影響が表れていない場合、把握しづらい」



※令和4年度港区ヤングケアラー調査の報告書は港区ホームページに掲載しています。

(4) ヤングケアラーに関する相談窓口

子どもからの相談受付窓口

☎…電話相談
 ✉…メール相談
 ☎…LINE相談
 ☎…面接相談
 ☎…訪問相談
 🚶…来所相談

内容	相談先	連絡先/ 相談受付時間
いじめ・不登校・子ども本人の悩みなど ☎ 🚶 ☎	港区子ども家庭相談ダイヤル	03-5962-7215 月曜～金曜 午前8時30分～午後6時 土曜 午前8時30分～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
一人で悩んでいること、だれにも話せなくて困っていることなど ※相談にきちんと答えるため、回答には2、3日かかります。 ✉	みなと子ども相談ねっと (子ども本人が携帯電話、スマートフォン、パソコンから登録して、相談ができるシステム)	港区に住む18歳未満の子ども https://minato.kodomosoudan.net 
いじめ・不登校・学校や友達関係の悩みなど ☎	港区立教育センター	<電話相談> 03-5422-1546 月曜～金曜 午前9時～午後7時 土曜 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
虐待相談 ☎ 🚶	港区児童虐待相談ダイヤル (港区児童相談所)	0120-483-710 (フリーダイヤル) 年中無休 24時間対応
幼児から高校生相当年齢の方を対象とした「いじめ」に関する相談 ☎	東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)	0120-53-8288 年中無休 24時間受付
いじめ問題やその他SOS ☎	24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 年中無休 24時間対応

内容	相談先	連絡先／ 相談受付時間
いじめや体罰など人権侵害の相談など 電 メ ラ	こどもの人権 110 番 (法務省)	0120-007-110 <電話相談> 月曜～金曜 午前8時30分 ～午後5時15分
	こどもの人権 SOS - e メール	https://www.jinken.go.jp/kodomo 24 時間受付 
	LINE じんけん相談	月曜～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分 ～午後5時15分 
非行問題・自分の悩みなど 電 面	警視庁大森少年センター	03-3763-0012 <電話相談> <面接相談> 平日 午前8時30分 ～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く) ※面接相談は要予約
非行問題・自分の悩みなど 20 歳未満の方、家族や学校関係者からの相談 電	ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年育成課少年相談係)	03-3580-4970 年中無休 24 時間対応
思春期特有の健康上の悩み (性に関することも含む) に 関する相談 電 メ	とうきょう若者ヘルスサポート (わかさぼ) (東京都)	0120-372-463 水曜 午後3時～午後8時 日曜 午前9時～午後2時 (元日休み) ※通話料は かかりません 

内容	相談先	連絡先／ 相談受付時間
生きるのがつらいと感じた 時の悩み相談 (都内在住、在勤、在学の いずれかの者) 	相談もっとLINE@東京 (東京都)	毎日 午後3時～午後11時まで (受付は午後10時30分ま で) 
いじめ・不登校・体罰・虐 待など子どもの人権に関す る相談すべて  	子どもの人権110番 (東京弁護士会)	03-3503-0110 無料 月曜～金曜 午後1時30分 ～午後4時30分、 午後5時～午後8時 (受付は午後7時45分まで) 土曜 午後1時～午後4時 (受付は午後3時45分まで) ※面接相談は要予約
友達、勉強、家族、お金の ことなどの悩み相談 	弁護士子どもSNS相談 (第二東京弁護士会)	日曜・月曜・木曜 午後7時～午後9時 
生きるのがつらいと感じた 時の相談 	東京いのちの電話 (社会福祉法人いのちの電 話)	03-3264-4343 年中無休 24時間態勢で対応

子ども以外からの相談受付窓口

内容	相談先	連絡先／ 相談受付時間
関係機関・相談支援者からのヤングケアラーに関する相談	子ども家庭支援センター 地域連携担当 ヤングケアラー支援コーディネーター	03-5962-7211 月曜～金曜日※祝日除く 午前8時30分～午後5時
虐待かもしれないと気づいた時の相談	港区児童虐待相談ダイヤル (港区児童相談所)	0120-483-710 (フリーダイヤル) 年中無休 24時間対応

【福祉総合窓口】

内容	相談先	連絡先	
福祉相談全般 高齢、障害、生活困窮、保健、子どもや保育相談などの全ての福祉相談 お住まいの地域の相談窓口 1 福祉等の相談（2以外）…保健福祉係 2 経済的な生活の相談…生活福祉係 相談受付時間 <共通> 午前8時30分～午後5時 ※土、日、祝日、年末年始除く	芝地区総合支所区民課	保健福祉係	03-3578-3161
		生活福祉係	03-3578-3171
	麻布地区総合支所区民課	保健福祉係	03-5114-8822
		生活福祉係	03-5114-8823
	赤坂地区総合支所区民課	保健福祉係	03-5413-7276
		生活福祉係	03-5413-7277
	高輪地区総合支所区民課	保健福祉係	03-5421-7085
		生活福祉係	03-5421-7087
	芝浦港南地区総合支所区民課	保健福祉係	03-6400-0022
		生活福祉係	03-6400-0023

【高齢者に関すること】

内容	相談先	連絡先
在宅で介護が必要な高齢者 や、そのご家族などからの 相談 高齢者相談センター 相談受付時間 <共通> 月曜～土曜 午前9時～午後7時30分 日・祝日 午前9時～午後5時	芝地区高齢者相談センター	03-5232-0840
	麻布地区高齢者相談センター	03-3453-8032
	赤坂地区高齢者相談センター	03-5410-3415
	高輪地区高齢者相談センター	03-3449-9669
	芝浦港南地区高齢者相談センター	03-3450-5905

【障害者に関すること】

内容	相談先	連絡先/ 相談受付時間
障害者基幹相談 支援センター 地域の相談拠点	障害者・児全般 の支援 障害保健福祉セン ター (ヒューマンぷらぎ)	03-5439-8053 ファックス：03-5439-2514 月曜～土曜 ※祝日を除く 午前9時～午後6時
	主に知的障害者 の入所・通所の 利用者支援	新橋はつらつ太陽 03-6809-1665 ファックス：03-3433-0197 月曜～金曜 ※祝日を除く 午前9時～午後5時
	主に精神障害者 の支援	精神障害者支援セン ター (あいはーと・みな と) 03-5449-6457 ファックス：03-5424-1391 月曜～金曜 午前9時～午後8時 土曜・日曜 午前9時～午後5時
	主に身体障害者 の入所施設	障害者支援ホーム南 麻布 03-6455-7827 ファックス：03-6455-7874 月曜～土曜 ※祝日を除く 午前9時～午後6時

【その他】

内容	相談先	連絡先／相談受付時間
子どもの成長や発達についての総合的な相談	児童発達支援センター(ぱお)	03-6277-3106 月曜～土曜 午前9時～午後6時 (休館日 日曜祝日及び年末年始)
発達障害について気になることがある18歳以上の人およびその家族からの相談	発達障害者支援室	<相談受付> 03-5439-8077 月曜～金曜 土曜(第1・第3) 午前9時～午後5時
こころの病気や依存症や認知症の早期発見・早期治療・対応の仕方などについて、精神科医師が相談に応じます。	みなと保健所 健康推進課地域保健係	<申込み・問合せ> 03-6400-0084 午前8時30分～午後5時 ※土、日、祝日、年末年始除く

【外国人相談】

内容	相談先	連絡先／相談受付時間
区内在住・在勤の外国人のために、区政に関することや日常生活についての相談 ※対応言語は英語	外国人相談 (地域振興課国際化推進係)	03-3578-2046 月曜～金曜 ※祝日除く 午前9時～正午 午後1時～午後5時
日常生活で抱えている問題や悩みについての相談 ※対応言語は英語・中国語・ハングル・スペイン語・フランス語(すべて予約制)	港区国際交流協会 外国人相談室	<予約・問合せ> 03-6440-0233 月曜～金曜 ※祝日・年末年始を除く 午前9時～正午 午後1時～午後5時

参考

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」 令和4年3月 有限責任監査法人 トーマツ

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」 令和4年3月 株式会社日本総合研究所

<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=102439>

こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

東京都福祉局ホームページ <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

港区ヤングケアラー支援ガイドライン

令和6年3月発行

刊行物番号 2023217-4840

発行 港区子ども家庭支援部子ども家庭支援センター
港区南青山五丁目7番11号

